

平成28年 6 月10日提出

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部
改正について

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例の一部を改正
する条例

熊本市太陽光発電のための公共施設の屋根等の使用に関する条例（平成25年条例
第36号）の一部を次のように改正する。

第1条中「特定規模電気事業者」を「小売電気事業者」に、「第2条第1項第16号」
を「第2条第1項第18号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行による電
気事業法（昭和39年法律第170号）及び電気事業者による再生可能エネルギー
電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）の一部改正に伴い、
所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。